

○団体の申請適格について

- ・ 委員会の共催等の承認を受けようとする団体は、次の条件を満たす必要があります。
 - ＊ 教育関係団体又は事業の目的若しくは活動の成果が教育的要素を持つと認められること。 ※ 政治団体又は宗教団体を除きます。
 - ＊ 本市内で過去若しくは現在に活動実績を有すること。又は大阪府下で一般的に知名度があり、堅実な運営実績を有すること。
 - ＊ 団体の代表者又は役員が、守口市暴力団排除条例(平成25年守口市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

○対象事業について

- ・ 共催等の対象となる事業は、いずれかに該当する必要があります。
 - ＊ 教養の向上又は情操の陶冶に資する事業
 - ＊ 体育又はレクリエーションに関する事業
 - ＊ 社会教育の推進に寄与する事業
 - ＊ 家庭教育の振興又は家庭生活の向上に資する事業
 - ＊ 職業に関する知識又は技術の向上に資する事業
 - ＊ 市民意識又は社会連帯のかん養に資する事業
 - ＊ 国際的な視野の向上に資する事業

また、共催の対象となる事業は、上記の条件に加えて特に次の条件を満たす必要があります。

- ＊ 委員会が実施主体となるべき事業又はなる方が望ましい事業
- ＊ 委員会又は申請団体が独自で実施するのが困難であり、共催することにより、一層事業効果が見込める事業
- ＊ 事業の内容及び方法等について、委員会の意見が十分反映される事業